

第5号議案

会則の一部変更について

現 行	改 訂 後	理 由
<p>第2章 組織 (会員) 第4条 ネットワークの会員は、「正会員 および準会員」とし、設立趣意書 および第2条(目的)に賛同した法 人を以て構成する。なお、入会 は一定規模の購買力を有し、かつ 役員会による審査で承認した法 人とする。</p>	<p>第2章 組織 (会員への入会ならびに退会) 第4条 ネットワークの会員は、「正会員 および準会員」とし、設立趣意書 および第2条(目的)に賛同した法 人を以て構成する。なお、入会 は一定規模の購買力を有し、かつ 役員会による審査で承認した法 人とする。 また、退会を希望する場合は、退 会届を提出のうえ、役員会に報 告する。</p>	<p>1. 退会の条文の追 加について 退会の条文の記載 がなかったため、明 確化する。</p>
<p>第2章 組織 (役員) 第5条 ネットワークに次の役員を置く。 1)会 長 1名 2)副会長 2または～3名 3)監事 1名</p>	<p>第2章 組織 (役員) 第5条 ネットワークに次の役員を置く。 1)会 長 1名 2)副会長 3～4名 3)監事 1名</p>	<p>2. 副会長の増員に ついて 会員企業増加のため</p>
<p>第5章 会計 (会計) 第15条 ネットワークの資金は会費・寄付 金・その他収入により運営する。</p>	<p>第5章 会計 (会計) 第15条 ネットワークの資金は会費・寄付 金・その他収入により運営する。 支出については、総会で承認を 得た予算に則るものとする。</p>	<p>3. 支出について 支出についての条 文の明確化。</p>